

リプレースメントカルネの申請と発給および使用について

●リプレースメントカルネとは

- ・当初のカルネで一時輸入国に輸入した物品を有効期限内（または税関設定期限内※）に再輸出することが困難な場合、その当初のカルネの有効期限を更に延長するカルネのことです。
※税関設定期限は、カルネの有効期限までは延長される可能性があるため、一時輸入国税関に延長申請してください。
- ・カルネ名義人、カルネ使用者、物品の用途、総合物品表の記載は、全て当初のカルネと同一になります。記載の変更は一切できませんのでご注意ください。カルネ番号は新たなものが付与され、発給日、有効期限が当初のカルネと異なります。
- ・リプレースメントカルネの表紙、控え、証書には、当初のカルネのリプレースメントカルネであるという記載がされます。
- ・有効期限は、原則リプレースメントカルネの発給日から最長で1年です。

●リプレースメントカルネ発給申請の条件

次の全ての条件に該当しますか？

- 新型コロナウイルスの影響を受け、一時輸入国からの有効期限内の物品の再輸出が困難な場合に限りです。
- 現在の一時輸入国からの再輸出後、原則、第三国での一時輸入のための使用は認められません。
- 一時輸入国税関にてリプレースメントカルネの使用の承認を事前に得られていることが必須となります。
- 当初のカルネの有効期限前に、**日本税関・一時輸入国税関双方での延長手続き完了が可能な場合**に限りです。
当初のカルネの有効期限後の発給、延長手続きは原則できませんのでご注意ください
- 協会への申請時、日本税関での延長手続きには、当初のカルネもしくはその輸出控え欄（日本税関の輸出許可記録）の写しの提示が必要になります。
- 一時輸入国税関での延長手続きには、**当初のカルネ原本とリプレースメントカルネ原本**の提示が必要になります。

1. リプレースメントカルネの申請前にすること

当初のカルネ有効期限前

●一時輸入国税関でリプレースメントカルネ使用の承認を得る

- ・アメリカ、インド、タイ王国、台湾ではリプレースメントカルネの使用を認めておりません。
- ・現地通関業者、代理店、輸入者等を通じ、早い段階で一時輸入国税関とコンタクトを取り※、延長承認についての

手続き詳細を確認し、可能な限り書面で承認を得てください。

※当初のカルネの有効期限日から3ヶ月前までに税関での使用承認の申請が必要な国もあります（例）マレーシア

・あわせて以下の点等もご確認ください。

- ① 現地での延長手続きを行う税関地（輸入地税関、もしくは現在の物品所在地の管轄税関等）
- ② 延長手続き時に物品を提示する必要があるかどうか（事前に保税倉庫に搬入する必要の有無等）
- ③ 延長手続きの所要日数
- ④ リプレースメントカルネの特別な要件等（例：有効期限は最長で6ヶ月）
- ⑤ リプレースメントカルネ以外に必要な書類等

・一時輸入国によっては、当協会から当該国のカルネ保証団体を通じて一時輸入国税関での使用承認を得る必要がある場合もあります。その際は発給申請前にすみやかに当協会へご連絡ください。

例）イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア

●当協会東京本部に連絡をする

・カルネ名義人名、当初のカルネ番号、有効期限、物品の一時輸入国、現在の物品の所在地をご連絡ください。状況を確認させていただきます。

東京本部 電話：03-5280-5171 メールアドレス：ata-carnet@jcaa.or.jp

2. リプレースメントカルネの申請から発給まで

当初のカルネ有効期限前

●リプレースメントカルネの申請

・申請受付：当初のカルネ有効期限日の原則2ヶ月前から。

当初のカルネの有効期限前に、日本税関・一時輸入国税関にて必要な手続きが完了するよう時間的余裕をもって申請してください。

当初のカルネの発給事務所でご申請下さい。

・必要書類他：1. 所定のリプレースメントカルネ発給申請書

当協会 HP よりダウンロードいただけます。<https://carnet.jcaa.or.jp/carnet-j/download.html>

（なお、法人・個人の登録内容に変更がある場合は、必要書類を協会までお問い合わせください。

また担保措置料での発給をご希望の場合は、最新1年間の決算報告書の提出が必要です。）

2. 当初のカルネの輸出控え写し（日本税関による輸出記録欄の写し）

3. 当初のカルネ発給時に担保をお預かりしている場合は、担保預り証の担保返還依頼書にご登録の名義人情報を記入、登録印を押印し、預かり金が5万円以上の場合は200円の収入印紙を貼り（要割印）、発給時までには必ずご提出ください。リプレースメントカルネ発給時に、新たな担

保預り証を発行いたします。

4. 日本税関へのリプレースメントカルネ申請予定日をお知らせください。

(原則、輸出許可官署での申請が必要になります。申請は郵送で行えますが、直接持参することも可能です。)

・ **申請方法** : 発給申請書に必要事項を入力、印刷の上、登録印で捺印し、その他必要書類とあわせて協会へ郵送または協会窓口へご提出ください。お急ぎの場合は記入、押印済みの申請書をメールでお送りいただき、発給日までに原本を郵送または窓口へご提出ください。

・ **発給日** : 申請受付完了※から原則 4 営業日になります。 例) 月曜日受付完了→木曜日発給 (祝日が入らない場合)
※一時輸入国によっては、当協会から当該国のカルネ保証団体を通じて税関からリプレースメントカルネの使用承認を取得する必要があるため、その場合は承認取得後の申請受付完了といたします。

・ **発給料金** : 発給手数料および担保保証
発給日の前営業日までに銀行振込にてお支払いください。
受付完了後、請求書をメールかファックスでお送りするか、協会窓口でお渡しします。

発給手数料		一律	14,000 円
担保保証※	① か②のいずれかになります。	①担保 (協会の規定の料率による) ※別表 1.参照 P.8 に記載	(1)現金担保
		②担保措置料 (当初のカルネと同額) ※別表 2.参照 P.9 に記載	(2)銀行保証書

※担保保証について

- ・ ①の担保をお預けいただく場合は、決算報告書のご提出は不要です。
- ・ 当初のカルネで①の担保をお預かりしている場合は、担保を引き続きお預かりいたします。当初の担保預り証を協会にご提出いただき、新たにリプレースメントカルネの担保預り証を発行いたします。
- ・ ②の担保措置料での発給をご希望の場合は、最新 1 年間の決算報告書をご提出いただき、審査になります。
- ・ 当初のカルネを②の担保措置料のお支払いで発給している場合でも、最新 1 年間の決算報告書での審査の結果、①の担保をお預けいただくこともございます。

・ **キャンセル手数料** : 申請受付完了後、発給日の前営業日営業時間 16 : 30 までにキャンセルのご連絡を申請事務所に電話にてご連絡いただいた場合 → 発給手数料の半額 (7,000 円)
以降のご連絡は発給扱いとなり、リプレースメントカルネのご使用がなくても発給手数料、

担保措置料のご返金はございません。(担保はご返金いたします。)

当初のカルネ有効期限前

●リプレースメントカルネの発給

・**カルネの受領方法**：申請時にお申し出ください。いずれの場合も発給時に領収書、および担保預り証（担保の場合）を発行いたします。

送付にて受領希望の場合：着払い宅配便での送付になります。

協会窓口にて受領希望の場合：申請審査完了時に引換書をメール・ファックスでお送りするか、窓口でお渡しします。必要事項にご記入の上、受領時にご提出ください。

3. リプレースメントカルネの使用手続き

当初のカルネ有効期限前

●リプレースメントカルネの使用手続き前にすること

・**カルネ表紙および続き用紙への署名**：当初のカルネと同様、カルネ表紙右下の J.欄と表紙の総合物品表の続き用紙があれば、表ページの右下に名義人の署名（名義人が法人の場合は社員の署名）をしてください。また同じ署名を余白に記入した名刺もご用意ください。

業務通関の場合：通関業者に確認をし、必要に応じて輸出証書以外の各証書の右下の Name から Signature 欄にも記入、署名をしてください。

ハンドキャリー通関の場合：各証書の署名は申告時にカルネ使用者が行ってください。

・**英文委任状の用意**：カルネ使用者欄の記載は当初のカルネと同一です。使用者が異なる場合、または記載がない場合は、カルネ名義人からの英文委任状を通関回数分用意してください。

・**日本税関への事前連絡**：輸出許可官署に事前に申請予定日を連絡してください。郵送で申請の場合は、リプレースメントカルネの送付方法、官署からの返送方法について確認してください。いずれも送料については申請者負担、記録付（書留、レターパック等）の方法で行うことになります。

当初のカルネ有効期限前

● 日本税関でのリプレースメントカルネによる手続き

リプレースメントカルネを有効にするため、申請を行う

① カルネ名義人（使用者）

- ・ 物品を提示することなく、リプレースメントカルネで当初のカルネの輸出許可官署にて手続きを行う
- ・ リプレースメントカルネ J. 欄に署名し、当初のカルネまたはその輸出控え写しとあわせて提示（郵送の場合は同封）する
- ・ 輸出証書への記入は不要。

② 税関

- ・ 申請を受理する。手続き後、輸出証書は切り離し、保管する
- ・ リプレースメントカルネ表紙 H. 欄と輸出控え欄にリプレースメントカルネの処理内容、処理日を記入し、税関証印を押印し、返還する

③ カルネ名義人（使用者）

- ・ リプレースメントカルネが返還されたら、表紙左下 H. 欄の記載と税関証印の押印、輸出控え欄に手続き日、手続き地と税関証印の押印があるか確認する

当初のカルネ有効期限前

● 一時輸入国税関での手続き

当初のカルネとリプレースメントカルネを同時に提示する

(1) 当初のカルネで再輸出通関手続きを行い、責任解除をする

① カルネ名義人（使用者）

- ・ リプレースメントカルネ発給申請前に確認した税関地で手続きをする
- ・ 物品を税関に提示する（必要な場合）
- ・ 再輸出証書に必要事項を記入・署名し、申告する

② 税関

- ・ 申告を受理する。手続き後、再輸出証書は切り離し、保管する
- ・ 再輸出控え欄に再輸出期限、手続き日、手続き地、責任が引き継がれるリプレースメントカルネの番号等を記入、税関証印を押印し、返還する

④ カルネ名義人（使用者）

- ・ 当初のカルネが返還されたら、再輸出控え欄に手続き日、手続き地、責任が引き継がれるリプレースメントカルネの番号等の記載と税関証印の押印があるか確認する

※当初のカルネの使用は以上で終了するが、リプレースメントカルネによる再輸出手続きが完了した後、リプレースメントカルネとあわせて必ず当協会へ返還する

(2) その後、**リプレースメントカルネ**で**輸入通関手続き**を行い、**当初のカルネの責任を引き継ぐ**

① **カルネ名義人（使用者）**

- ・ 物品を税関に提示する（必要な場合）
- ・ 輸入証書に必要事項を記入・署名し、申告する

② **税関**

- ・ 申告を受理する。手続き後、輸入証書は切り離し、保管する
- ・ 輸入控え欄に手続き日、手続き地、カルネの差し替えに関する文言、新たな再輸出期限日を記入、税関証印を押印し、返還する

③ **カルネ名義人（使用者）**

- ・ リプレースメントカルネが返還されたら、輸入控え欄に手続き日、手続き地、当初のカルネの番号等の記載と税関証印の押印があるか確認する
- ・ 税関が新たに設定した物品の再輸出期限日も輸入控え欄(2.物品の再輸出/税関への提示のための最終日 (Final date for re-exportation/production to the Customs of goods)) に記入される。この設定期限日はリプレースメントカルネの有効期限日と同日とは限らないため、必ず確認する
- ・ 設定期限日までに物品の再輸出手続きを行う。延長を希望する場合は有効期限日までの延長は認められる可能性はあるので、必ず設定された期限日前に税関に延長申請を行う

リプレースメントカルネの有効期限もしくは税関設定再輸出期限前

● **一時輸入国税関での手続き**

リプレースメントカルネで物品を一時輸入国から再輸出する

(3) **リプレースメントカルネで物品の再輸出通関手続きを行う**

① **カルネ名義人（使用者）**

- ・ 物品を税関に提示する
- ・ 再輸出証書に必要事項を記入・署名し、申告する

② **税関**

- ・ 申告を受理する。手続き後、再輸出証書は切り離し、保管する
- ・ 再輸出控え欄に手続き日、手続き地等を記入、税関証印を押印し、返還する

③ **カルネ名義人（使用者）**

- ・ リプレースメントカルネが返還されたら、再輸出控え欄に手続き日、手続き地等の記載と税関証印の押印があるか確認する
- ・ 税関設定期限内の再輸出手続き完了か、改めて確認する

リプレースメントカルネの有効期限後でも可※

●日本税関での手続き

物品とリプレースメントカルネを提示し、物品の再輸入通関手続きを行う

① カルネ名義人（使用者）

- ・物品を税関に提示する
- ・再輸入証書に必要事項を記入・署名し、申告する

② 税関

- ・申告を受理する。手続き後、再輸入証書は切り離し、輸入地税関官署において保管する
- ・再輸入控え欄に手続き日、手続き地等を記入、税関証印を押印し、返還する

⑤ カルネ名義人（使用者）

- ・リプレースメントカルネが返還されたら、再輸入控え欄に手続き日、手続き地等の記載と税関印の押印があるか確認する

※特例法基本通達 第5章 ATA 条約特例法関係 3-10（通関手帳により輸出された物品の再輸入）の「当該通関手帳の有効期限内であるかどうかを問わない。」に基づく。

4. リプレースメントカルネ使用後の手続き

●当初のカルネとリプレースメントカルネの返還

- ・発給事務所へ2冊あわせて郵送していただくか、協会窓口にてご返還ください。
- ・当初のカルネとリプレースメントカルネの返還受領書を発行します

【ご申請・返還先】

一般社団法人 日本商事仲裁協会

東京本部 カルネ事業部

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 3 階

Email : ata-carnet@jcaa.or.jp

電話 : 03-5280-5171

大阪事務所 カルネ事業課

〒540-0029

大阪府中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所ビル 5 階

Email : osaka@jcaa.or.jp

電話 : 06-6944-6164

※別表1 担保金料率表

国名	担保料金率	国名	担保料金率
アイスランド	50%	セルビア	30%
南アフリカ	30%	チリ	50%
アラブ首長国連邦	30%	中国	50%
アルジェリア	50%	チュニジア	50%
アルバニア	30%	トルコ	30%
アンドラ	30%	ニュージーランド	30%
イギリス	30%	ノルウェイ	30%
イスラエル	30%	パキスタン	50%
EU27カ国	30%	バーレーン	30%
イラン	50%	ブラジル	50%
インドネシア	50%	ベラルーシ	50%
ウクライナ	50%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%
オーストラリア	30%	香港	10%
カザフスタン	50%	レバノン	30%
カタール	30%	マカオ	10%
カナダ	30%	マダガスカル	50%
韓国	50%	マレーシア	30%
北マケドニア	50%	メキシコ	50%
コートジボアール	30%	モーリシャス	50%
ジブラルタル	10%	モルドバ	30%
シンガポール	10%	モロッコ	50%
スイス	30%	モンゴル	30%
スリランカ	30%	モンテネグロ	30%
セネガル	30%	ロシア	50%

★EU27カ国：ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、
オランダ、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、
フィンランド、オーストリア、スウェーデン、ポーランド、ハンガリー、
ポルトガル、チェコ、スロベニア、スロバキア、キプロス、
マルタ、リトアニア、ラトビア、エストニア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア

注1：上記基準にかかわらず、最低担保金は30,000円になります。

注2：車輛に関しては、上記に定める料率に係らず変更する場合がありますので、お問い合わせください。

※別表2 A T Aリプレイスメントカルネ担保措置料（消費税非課税）

物品表の総額	担保措置料	物品表の総額	担保措置料
30万円未満	1,200円	1000万円以上～1500万円未満	33,000円
30万円以上～50万円未満	1,800円	1500万円以上～2000万円未満	40,000円
50万円以上～75万円未満	2,700円	2000万円以上～3000万円未満	48,000円
75万円以上～100万円未満	3,600円	3000万円以上～4000万円未満	56,000円
100万円以上～150万円未満	4,500円	4000万円以上～5000万円未満	64,000円
150万円以上～200万円未満	6,000円	5000万円以上～6000万円未満	72,000円
200万円以上～250万円未満	7,500円	6000万円以上～7000万円未満	84,000円
250万円以上～300万円未満	9,000円	7000万円以上～8000万円未満	96,000円
300万円以上～400万円未満	12,000円	8000万円以上～9000万円未満	108,000円
400万円以上～500万円未満	15,000円	9000万円以上～1億円未満	120,000円
500万円以上～750万円未満	19,500円	1億円以上～2億円未満	135,000円
750万円以上～1000万円未満	26,000円	以降1億円ごとに 15,000円 を加算	